

## 令和6年度科研費セーフティネット事業 公募要領

### 基盤研究(S)、基盤研究(A)、基盤研究(B)

令和6年4月23日

#### 1. 趣 旨

岡山大学における科学研究費（大型種目）の獲得を支援するため、令和6年度科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の「基盤研究（S）」、「基盤研究（A）」、「基盤研究（B）」で不採択となった応募課題のうち、有望な研究に対して応募時の研究代表者に研究費の支援を行い、令和7年度科学研究費（大型種目）への応募・採択を支援する。

#### 2. 対象者（以下の(1)～(4)の要件全てを満たす必要がある）

- (1) **令和6年度科研費で研究代表者として応募したが、不採択となった課題（ただし、最終年度前年度の応募で不採択となった課題は除く）**
- (2) **不採択となった課題のうち、書面審査の結果が「A」とされた者。ただし、基盤研究（S）についてはヒアリング採択課題を対象とする。**
- (3) **2年連続で本事業による支援を受けていない者。**
- (4) **本事業への申請時点において、本学における科研費の応募資格を有する者。**

#### 3. 支援期間・条件等

- (1) 本事業の「2. 対象者」の要件を満たす研究代表者には、下記のとおり研究費を措置する。

（ただし、予算の都合により、支援対象者数が多い場合は配分額が減額される可能性があります。）

- ・ **基盤研究（S）の不採択者**      **上限額 200万円**
- ・ **基盤研究（A）の不採択者**      **上限額 200万円**

ただし、例え基盤研究（S）および基盤研究（A）の対象者の要件の両方を満たしても上限額200万円とする。また、基盤研究（S）または（A）のどちらかが採択された場合は、他方が要件を満たしていてもセーフティネットの対象とはならない。

- ・ **基盤研究（B）の不採択者**      **上限額 50万円**

- (2) 上記に係る研究費の支援期間は、研究協力課より交付決定の通知があった日から令和7年3月31日（月）までとする。研究代表者は、支援期間内に物品の納品、役務の提供等を完了させること。支援期間終了後に残額があったとしても、当該研究費は使用できないので注意すること。
- (3) 本事業に採択された研究代表者が本学における科研費の応募資格を喪失することが明らかになった場合（例えば、他機関への転出等）は、上記期間中であっても支援を終了するものとし、応募資格喪失の後には当該研究費を使用できないので注意すること。
- (4) 本事業に採択された研究代表者は、下記のとおり指定する令和7年度科研費の研究種目（又はそれ以上の金額規模の研究種目）に応募すること。（指定した研究種目の金額規模の研究種目に応募しなかった場合は、研究費を返還すること。）

- ・ **基盤研究（S）の不採択者**  
**基盤研究（S）又は基盤研究（S）以上の金額規模の研究種目**

・ **基盤研究（A）の不採択者**

**基盤研究（A）又は基盤研究種目群のそれ以上の金額規模の研究種目**

・ **基盤研究（B）の不採択者**

**基盤研究（B）又は基盤研究種目群のそれ以上の金額規模の研究種目**

- (5) 基盤研究（S）で支援を受けた研究代表者は、令和7年度科研費への応募時に科学研究費補助事業に関するタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）が実施する添削を受けること。（具体的には、研究・イノベーション共創管理統括部研究協力課へ申請書を学内締め切りの2週間前に提出すること。）

基盤研究（A）および基盤研究（B）で支援を受けた研究代表者は、希望すれば令和7年度科研費への応募時にタスクフォースの添削指導を受けることができる。

#### 4. 申請手続

(1) 申請方法

本事業による支援を希望する者は、以下の書類を研究・イノベーション共創管理統括部研究協力課へ提出すること。

① **申請書（別紙様式1）**

② **令和7年度科研費の研究計画調書【基盤（S）対象者】**

③ **令和6年度科研費応募時の研究計画調書【基盤（A）・基盤（B）対象者】**

④ **独立行政法人日本学術振興会の「科研費電子申請システム」上で開示されている審査結果開示情報を全て出力したもの（コメント情報等全て）、対象課題の書面審査の結果が「A」であることを証明できるもの。**

(2) 支援決定

タスクフォースで書面審査を行い、審査結果とともに部会の意見書を付与して申請者に報告する。

(3) 申請書等提出期限

**令和6年5月27日（月）17時**

#### 5. 備考

執行完了後は、令和7年4月30日（水）までに報告書を研究・イノベーション共創管理統括部研究協力課へ提出すること。